

審査基準整理票

処分名	特定公共賃貸住宅の家賃の減額		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和63年条例第25号)	(条項) 第14条第3項	
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 施行規則(昭和63年規則第43号)	(条項) 第19条第1項 別表第3第2号	
所管部署	都市計画部 住宅課 収納係		
標準処理期間	60	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>特定公共賃貸住宅の家賃の減額は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条第3項並びに大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第19条第1項及び別表第3第2号の規定に基づき行なうものとする。</p> <p>なお、これらの規定中「収入」とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>[根拠法令等] 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 (家賃の減額の特例) 第14条第3項 特定公共賃貸住宅の家賃は、その設置の日から規則で定める期間、当該入居者の申請及び収入の申告に基づき、その収入に応じ前条第5項の規定により定める額から減額して定めることができる。</p>			

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(特定公共賃貸住宅の家賃の特例)

第19条 条例第14条第3項の規定による特定公共賃貸住宅に係る家賃の減額は、平成31年3月31日までの間、別表第3第2号特定公共賃貸住宅の家賃の特例の表のとおり行うものとする。

別表第3 (第19条関係)

(2) 特定公共賃貸住宅の家賃の特例

ア 仰木の里団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号 室	入 居 者 の 区 分			
	第1区分 (収入の額が186,000円以下の者)	第2区分 (収入の額が186,000円を超え、214,000円以下の者)	第3区分 (収入の額が214,000円を超え、259,000円以下の者)	第4区分 (収入の額が259,000円を超え、313,000円以下の者)
107号室、207号室、307号室及び407号室	53,600円	57,000円	60,300円	63,700円
108号室、109号室、110号室、111号室、208号室、209号室、210号室、211号室、308号室、309号室、310号室、311号室、408号室、409号室、410号室及び411号室	64,800円	68,900円	72,900円	77,000円
112号室、212号室及び312号室	70,000円	74,400円	78,800円	83,200円

イ 大谷団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号 室	入 居 者 の 区 分			
	第1区分 (収入の額が186,000円以下の者)	第2区分 (収入の額が186,000円を超え、214,000円以下の者)	第3区分 (収入の額が214,000円を超え、259,000円以下の者)	第4区分 (収入の額が259,000円を超え、313,000円以下の者)
D棟6号室	54,400円	57,800円	61,200円	64,600円

ウ 平津二丁目団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号 室	入 居 者 の 区 分			
	第1区分 (収入の額が186,000円以下の者)	第2区分 (収入の額が186,000円を超え、214,000円以下の者)	第3区分 (収入の額が214,000円を超え、259,000円以下の者)	第4区分 (収入の額が259,000円を超え、313,000円以下の者)
101号室、102号室、103号室、104号室、105号室、106号室、201号室、202号室、203号室、204号室、205号室、206号室、301号室、302号室、303号室、304号室、305号室及び306号室	54,400円	57,800円		

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。